

1890年代における酒造改良運動の展開とその特質

藤 原 隆 男

The Development of Sake-Brewing Improvements in the 1890's
and its Characteristics

Takao FUJIWARA

一 はじめに

本稿は、1890年代における清酒醸造業の展開過程の特質を、醸造技術史的な視角からとりあげ、この時期に特徴的に展開する酒造改良運動の展開（諸形態）とその特質について検討することを直接的な課題としている。われわれが、酒造業という消費材生産部門の明治以降における発達過程の分析を試みようとするばあいに、それ自体の横断的、縦断的な分析を通じて、戦前日本資本主義全体の特質究明との関連で、どのように位置づけて把握しうるのか、という問題がある。本稿は、こうした日本酒造業史分析の課題解明のための作業の一つであるが、従来の日本資本主義分析で酒造業はどのように位置づけられていたか、という点についての若干の検討と問題点を指摘しておこう。

山田盛太郎氏は『日本資本主義分析』において、維新以降における醸造業の跛行的発展を指摘したのち、醸造業の意義を「維新前における圧倒的、優越性の方へ力点がおかる可きもの」¹⁾と規定された。山田氏のこうした規定は、その後の日本資本主義分析との関連で日本酒造業史の本格的な研究を停滞させる要因の一つとなったことは否定しえないところであると思われる。もっとも、酒造業それ自体の資本蓄積は脆弱であり、明治以降における醸造場数、造石高は1879年から停滞もしくは退潮を続け、企業勃興始期の1886年には79年水準の半分に縮小した。また、醸造場数はこれ以降も減少を続け、日清戦争前後に多少の増加傾向を示すものの、第2次大戦時まで一貫して減少を続けるのである。他方造石高は87年から増加傾向に転じていったとはいうものの、1879年水準に回復するのは「熱狂的好況」²⁾といわれた1919年段階をまたねばならなかった。こうした意味では、蚕糸業および綿糸紡績業、織物業等の発展との対比でみたとき、酒造業の退潮は明瞭であって、この意味で酒造業は日本資本主義の発展において、退走を続ける産業部門であった。

しかし、国内市場を対象とした酒造業発展の質的な面でもみたときわが国の財政構造の特質に示されるごとく、地租とらんで酒造税の租税に占める比重の重大さに注視すべきであろう。この点について、日本財政史研究³⁾は、日本資本主義の特質把握との関連において、示唆にとんだ酒造税の意義を解明している。われわれは、図によっても明瞭に看取しうるように、1896年を劃期として、酒造税は地租の相対的比重の低下に代替して増大を示しているのであり、政府はあきらかに酒造業を財政政策＝酒造税政策をテコとしながら、租税＝酒造税に対象化された産業部門としての酒造業の位置を明確に把握すべきである。そして、このばあいに、酒造業

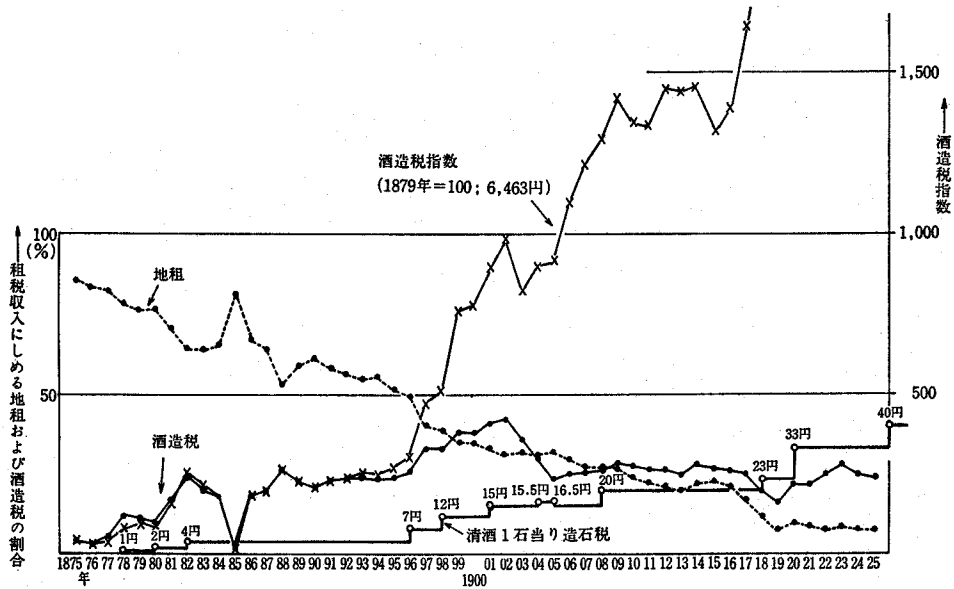


図 租税収入にしめる地租および酒造税の割合、酒造税指数の変化

注 明治財政史編纂会編『明治財政史』第6巻，大蔵省編『明治大正財政史』第7巻，日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』により作成。

は酒造税を媒介として日本資本主義と構造的に連繫しているという点を看過してはならない。第二は、従来、わが国の酒造業は、「土産的、土着的、地主的⁴⁾」性質として特徴づけられ、また地主兼営マニユファクチュア⁵⁾と規定されたごとくに、その大部分の酒造業は地主的土地所有と原生的に結合し、農業と未分化な形態で「蟠居」していた。この点こそが、わが国の酒造業の特質把握の主要な指標なのだが、酒造業に媒介されて土地所有が促進され、また逆に土地所有（小作料收取）を基礎に酒造業が発展する、といった土地所有と酒造業の相互規定関係のもとで展開している点に、酒造業の類型把握の根拠を求めることができる。こうした酒造業の形態を地主兼営副業型酒造業として把握することができる（これの対極に専業型酒造業をおくが、この点については*をみよ）。

第三に、われわれは、わが国の酒造業は、生化学工業としての特殊性から受ける問題、つまり、醸造技術水準＝体系が酒造業の経営とその発展段階に、規定的に作用している点を指摘しなければならない。ことに、この醸造技術問題は、酒造税の増徴を課題とした酒造業政策と酒造業経営を媒介するものでもある。そのために、政府は酒造業の発展対策として政策的に醸造技術に関与（1910年以降から本格化）するのであるが、前述した酒造業の二類型把握はこうした醸造技術水準＝体系と不可分の関係で把握されるものなのである。

こうして、われわれは、日本酒造業史分析において（1）酒造業政策、（2）酒造業経営、（3）醸造技術（体系）、の三つを分析指標とすべきであると考えるのであるが、本稿は前述したように、1890年代に限定して、主として酒造業の対抗、矛盾の発展過程において、特徴的に現れた酒造技術問題を中心として、その展開過程およびその特質把握を課題としている*。

* 日本酒造業の類型的、発展段階的の把握の問題についての 実証的・理論的な検討は本稿の課題とす

るところではないし、また紙巾の関係からも割愛せざるをえない。だがさしあたりつぎの諸点は指摘しておかねばならない。すなわち、酒造業の類型把握にあたって、経営形態を指標としたとき一市場類型や系譜論的類型把握では酒造業の特質を解明しえないばかりでなく、その発展段階を日本資本主義の構造的、段階的関連のもとで全構造的に解明しえない一、それを専業型酒造業と地主兼営副業型酒造業の二類型として把握した理論的な根拠（およそそれは1900年代に典型的に把握される）についてである。

わが国の酒造業者の特質を把握するにあたって、たとえば酒屋会議（1882年）を自由民権運動と結合して把握したとき、反税闘争のために、そこに結集した酒造業者を地主兼営マニュファクチュア＝日本型ブルジョアジーと規定されたとき、あるいは、地主的性質として酒造業者の特質把握がおこなわれてきたが、これを地主兼営副業型として特徴づけるにあたって、つぎの諸点を特質把握の指標とすべきであると考え。第一は、資本・賃労働関係では、醸造家自身が言葉の狭い意味での杜氏を兼務しており、いまだ資本・賃労働関係が明確に分岐した形態をとっていないこと、そしてここに雇用される酒造労働者は彼の小作人、年雇、もしくはしばしば前借をとともなう近効農漁民であるばあいが多く、この点でも農業（地主的土地所有）との原生的結合関係のもとにおかれている、という特質＝地主小作関係が酒造業の資本・賃労働関係にそのまま再現した形態をとること。第二は、それが地主の「副業」的であるのは、酒造業の原材料部分の大半を占める酒造原料米は小作米であること、そこで生産された清酒＝商品は、それゆえ小作米の商品化の転化形態としての性格をもつのである。この意味からも、酒造業は地主経営にとっての副業的性格を看取しうるのであるが、この点についての若干の事例を示せば第1表のごとくである。全所得額構成に占める酒造業所得割合の推移に端的に示されているように、酒造業は1900年代には10%あるいはそれ以下の比重しか占めていないのである（なお、この類型にあっては一貨金業をも兼営するような資本蓄積のもとにあって一、酒造業の資本は自己資本であり、その商品市場は周辺の農漁民あるいは地元の鉱山労働者を中心とした地場市場に安住し、そこに限定される、といった特質をも指摘しうる）。この類型を、地主制との段階規定との関連でいえば、地主制の体制的確立期に照応して、1900年代に典型的に把握される形態なのである。すなわち、この類型の酒造業は、酒造業を基礎として地主的土地所有を強化し、他方では土地所有を基礎に酒造業が副業的に経営される。こうした土地所有と酒造業の相互依存関係は、酒造業政策によっても積極的に推進されていくのである（たとえば、酒税確保手段である納税保証物制度の一つとしての土地所有の義務づけの方向は1885年から準備される。それが1890年9月酒造税則の改正で一応の体制が製備されるが、1896年3月の酒造税法の制定で確立した点に注視す

第1表 羽根田家および佐藤家の総所得額構成に占める酒造所得額割合の変化
(単位: %)

年 度	羽 根 田 家 (山形県大山)	佐 藤 家 (宮城県米谷)
1884年	7	23
85	18	21
86	13	6
87	14	8
88	17	—
89	12	—
90	13	4
91	—	—
92	13	2
93	—	—3
94	14	1
95	14	4
96	16	3
97	12	3
98	7	9
99	3	5
1900	2	4
01	6	7
02	1	6
03	1	8
04	2	4
05	—	7
06	—	11

注 1. 羽根田家・佐藤家ともに地主兼営副業型酒造家である。1903年羽根田家水田56.4町歩、畑4.4町歩、1883年佐藤家水田109.7町歩、畑20.4町歩。
2. 羽根田家は「所得調書類級」により作成。佐藤家は佐藤宏一、及川小太郎編「佐藤家とその酒造業の小史」(佐藤酒造店、1956年1月)による。

べきであろう)。

国内市場を対象としたわが国の酒造業は、酒税という租税=財政を通して資本主義に構造的に連繋するが、いまこの点について日本資本主義の発展段階との関連でみると、地租の相対的比重の低下に反比例して酒税の比重が相対的、絶対的な増加をたどり、1899年を画期に地租を凌駕するにいたる。こうして、酒造業は産業資本の確立期において、酒税を媒介として日本資本主義の再生産構造に組み込まれるが、そのテコとしての酒造業の保護体制も1900年前後を画期に確立するのである(すなわち、1900年1月1日以降からの自家用料酒製造の禁止、1901年3月、麦酒税法の制定による清酒醸造業との税制上の不平等の解消、1899年酒造組合規則制定による酒造家の内在的な相互の競争排除と統制、等)。

他方、專業型酒造業の特質は、前述の類型との対比でみたとき、第一に、資本・賃労働関係はより分岐した形態、つまり今日的意味における杜氏以下の酒造労働者の雇用形態が一般的に成立していること。第二に、その経営は地主的土地所有を基礎としていないこと。そのために原料米は米穀市場(あるいは酒造米生産者との特約取引等)で調達するのであって、醸造技術の優位性を基礎としたより大規模な生産を実現しており、1900年代には生産過程における機械化が部分的に進行する。そして東京酒問屋資本の金融的支配を受けつつも、自己資本を基軸に経営を維持し、全国市場を中心に発展していくのであって、自己金融的蓄積形態を実現していくという特徴を指摘しうるのである。この点では、この段階の製糸業および綿紡績業が国家の金融政策をテコに発展しているのと、きわだった対照をなす。

以上の酒造業の類型把握は、本稿の課題を分析するにあたって、さしあたり前提されなければならない問題である。以下において述べる1890年代の酒造改良運動は、この二類型の酒造業の特質とその対抗関係の展開のうちに、すなわちその所産として運動が本格化しているのである。

- (1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』(岩波書店、1949年11月第5刷改版)、10ページ。
- (2) 大島清『日本恐慌史論 下』(東京大学出版会、1955年10月)、66ページ以下参照。
- (3) さしあたり、遠藤湘吉『敗政制度』(『日本近代法発達史 4』勁草書房、1958年7月)、高橋誠『日清戦後の財政・金融問題』(『日本経済史大系 6、近代下』、東京大学出版会、1965年2月)、林健久『日本における租税国家の成立』(東京大学出版会、1965年3月)を参照せよ。なお、イギリス、フランスについては、土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税』(東京大学出版会、1971年12月)、森恒夫『フランス資本主義と租税』(東京大学出版会、1967年3月)の分析を参照。
- (4) 前掲、『日本資本主義分析』、10ページ。
- (5) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』(岩波書店、1948年10月第6刷改版)167-168ページ。

二 1890年代の清酒醸造技術水準と酒造改良運動の課題

【一】 わが国における清酒醸造業の醸造技術の改良運動は、まず松方財政下の1880年代の中期にその端緒的な動向がみられ、それが企業勃興期から本格化していき、1890年代には全国的規模で酒造改良運動が展開していくのである。こうした酒造改良運動の具体的な展開過程についての分析は、次項において試みるところであるから、ここではこの段階において酒造改良運動が登場した諸条件に限定して、若干の分析をしておきたい。

まず、1880年代の清酒の醸造技術水準について、前田正名の『興業意見』(1884年)の記述についてみると、つぎのようであった。彼は、まずわが国の産米の6分の1を消費する清酒醸造業は工業生産額の最大の生産部門であることを指摘したのち、それゆえに「清酒改良ハ工業中最モ注意ヲ要スヘキ一大事業ナリ」と強調する。そして、その改良されるべき醸造技術水準の特質について、「然ルニ其醸造法タル、頗ル粗漏ニシテ、唯慣法ノ熟練ニノミ是レ依リ、其理ヲ推定スル者百五十年來末々會テ之レアラスシテ、其甚シキハ醸造ノ成否一ニ天運ニ帰シ、

只管神佛ニ禱テ以テ腐敗ヲ免カレントスル者アリ。其迂モ亦甚タシカラスヤ。』¹⁾と論断している。彼の表現によると、この段階の醸造技術は「慣法＝熟練」に象徴されるどころの、神仏に依存した非科学的、伝統的技術体系にあって、その水準は「粗漏」である、というのである。それゆえに、「其ノ本源ノ理」を基礎とした、つまり西洋科学の学理を基礎とした醸造法によって変えねばならない、と主張するのであるが、こうした現実の認識と、その対策については、この時期の開明的、啓蒙的な醸造家の共通して強調されたところの論点であった。

たとえば、『灘酒醸造内幕秘伝酒蔵之親父』(1890年)の編者榊原英吉は、この点についてより明確に記述している²⁾。すなわち—

「西洋各国ニテハ此醸造ハ化学中一大重要ノ専門学タリ。依テ欧米ノ醸造法ハ総テ学理ヲ応用シ以テ完全タル製品アリト雖モ、我国ノ当業者ニ於テハ斯ノ如キ学術ヲ研窮セシモノナク、醸造ニ使用スル麴ハ其作用何等ノ原因ヨリ成熟セシモノナリヤ、又米ニ含蓄スルモノハ何等ノ作用ニ依リテ(アルコール)ヲ発生シ如何ノ原因ニ依リ醱酵ヲ幫助スルモノナルカ、又斯々ノ性質ヨリ清酒ヘ酸味ヲ含有スルモノナルヤ、其原理ヲ識別スル能力ナキガ故其腐敗スル原因ヲ窮理スル事能ハス。之レニ依テ腐敗予防法ヲモ、其手術ヲ知ラス。唯漠然タル天然法ニ偏スルハ実ニ不注意ナラスヤ。斯ク迂遠ナル営業家ニ於テハ到底其完全タルモノヲ醸造スル事最モ得難キモノトス」

以上の記述によって知られるように彼らの主張の立場は、わが国の清酒醸造工程において、つまり「一麴、二酛、三造り」と呼称されているところの主要生産工程を、科学の論理によって解明し、迂遠な技術修得を科学に代替することによって短縮し、その技術を統一すべきであるというのである。「学理応用」という合言葉で表現されたこの酒造改良運動は、一方においては製麴過程の微生物学的研究、酛製造あるいは醱仕込み過程における醱酵学的、細菌学的研究、清酒腐敗の原因究明といった学問的研究の開始と、その醸造技術への応用といった科学運動という意味も、もちろんあったが、当面の課題はすでに醱酵工業として科学的な醸造技術体系が確立していたビール醸造技術の清酒醸造への、機械的な適用であったというべきである。この点について、『明治工業史』(化学工業編)は、「洋酒、殊に麦酒の発達盛大なるに刺激せられ、後には漸次科学的研究を加ふるに至れり。」とビール醸造業の発展が清酒醸造における科学的研究の一つの契機として作用したことを示唆し、これに続けてかような研究は「漸く明治十五、六年頃の事」であった、と記述している³⁾。事実、わが国の清酒醸造技術が研究の対象となり、その本格的研究の最初の成果は、1881年(明治14)の英人教師ロバート・アトキンソン(R. W. Atkinson 1850-1924)の“The Chemistry of Saké-Brewing”であったといわれる⁴⁾。これについて、1881-1882年頃、工部省大技長の宇都宮三郎の研究⁵⁾であったが、彼は英国製の寒暖計の使用(1883年頃)の先駆者でもあり、愛知県知多郡亀崎の全勝印醸造元の伊東酒造場で酛掛連醸法(1891年頃)の研究をしている。しかし、アトキンソンや宇都宮らの研究は、わが国における清酒醸造技術の科学的研究の端緒的な段階の労作ではあったが、この段階の「学理応用」の主要な技術体系とその論理はビール醸造技術であったのであり、それは1880年代末におけるビール醸造業の発展およびビールの輸入の増大に対抗して、酒造業の大工業への再編・発展を意図したものであった⁶⁾。だから、学理応用の問題は、酒造業の工業的発展の前提として登場したものであったとみるべきである。

そして、その現実的な認識のうちには、企業勃興期以降における在来産業としての製糸業、

茶業の発展に対比して、酒造業の停滞あるいは衰退さえみられる跛行的な発展に対する危機的な状況の進行があった。こうした状況からの脱出対策として、学理応用を基礎とした酒造改良が課題となっただけでなく、それは酒質を「完全なる醇良物」に向上させることであって、「外人の嗜好」に適せしめることによって、清酒を海外に輸出しうるもの、そのための学理応用による酒造改良なのであった。この点について、1890年4月25日の『醸造雑誌』は、社説において、酒造改良は「外国人の嗜好に適合する様に改良上注意をすべき点の一事是なり」と主張して、つぎの五つの要点をあげている。

- 「一 日本の販路は狭隘なるを以て欧米各国に販路を開かざるへからず
- 二 近時輸入品稍々多額なるに於て之れを防遏するに必要な原因
- 三 現今我国の醸造石高は漸くにして国内の需要を充たすに足るのみ、然れとも販路開くるに於ては現今醸造石高の倍をも醸造なし得る原料の存在するに於てをや
- 四 蚕糸業及茶業の国産として称賛せらるゝの原因は海外に販路を開らき外人の信用を博せしに依る醸造物又然るにあらずや
- 五 今日ハ昔時の如く交通不便なるときにあらずして各国締盟国ある時代なれば、苟くも醸造業の如き我国の大工業たるものは勢ひ販路を外国に拡張せざるへからず」

ここでは、酒造改良の課題は、海外輸出を前提として議論されている。しかも、その背景に、蚕糸業、茶業が奢侈品であるにもかかわらず、「社会の信用を有し、我国産として称賛せらるるの原因は、之れ海外に名を博したる為めなり」という認識があったわけである。また、他方では日々輸入が増加傾向にあった洋酒との競争、とくにビールの輸入の増加を目前にして、これを阻止し、かつ清酒を輸出することによって、わが国の酒造業の発展方向が探求されていたのであった⁷⁾。

- (1) 前田正名『興業意見』(『明治前期財政経済資料集成』第18巻の2, 明治文献版), 490ページ。
- (2) 榊原英吉編『灘酒醸造内幕秘伝酒蔵の親父』(同人発行, 1890年11月)。
- (3) 工学会編『明治工業史』化学工業編(工学会, 1925年6月), 32ページ。
- (4) Atkinson, R. W., *The Chemistry of Saké-Brewing*, *Memoirs of the Science Department, Tōkiō DAIGAKU*, No. 6, 1881. なお、坂口謹一郎『日本の酒』(岩波書店, 1964年6月) 181ページ。前掲、『明治工業史』化学工業編参照。ちなみに、彼は1874年9月9日東京開成学校の分析化学および応用化学の教師として招聘され、1881年7月まで滞在した。大槻如電原著、佐藤栄七増訂『日本洋学編年史』(錦正社, 1965年9月), 843ページ参照。
- (5) 宇都宮三郎(1834-1902)は鉱之助ともいい、尾張藩士神谷半右衛門義重の三男として名古屋に生れた。同藩の蘭学者上田帯刀(仲敏)の西洋学館で蘭学と理化学を修めたが、とくに舎密学(オランダ語の *Chemie*, 化学)に精通したという。彼は、わが国の「化学」なる語の発案者ともいわれ、1874年工部省深川工作分局(のちに、1884年浅野総一郎に払下げられ、浅野セメント会社深川工場)でポートランド・セメント(*Portland cement*, 米国ポートランド産の建築用石材に似ていたことにより、こうよばれた)を製造し、ついで1876年品川で白煉瓦、同年大阪造幣局で炭酸ソーダを作っている。前掲、『日本洋学編年史』633, 765ページ。
- (6) なお、この時期はわが国のビール醸造業が本格化した画期であった点に注視すべきである。この点について、朝比奈貞良編『大日本洋酒鑑詰沿革史』(日本和洋酒鑑詰新聞社, 1915年7月)はつぎのように指摘している。「明治二十年、是実に我国麦酒界に取りては忘る可らざる年にして、……今日斯

界に隆々たる名を為すものの多くは此の年に起りしなり。東に在りては曰く日本醸造会社、曰く有限責任日本麦酒醸造会社、其の西なるものは曰く丸三麦酒、曰く大阪麦酒株式会社之なり」(164-165 ページ)と。1887 年前後の、企業勃興期に醸立したこれらのビール醸造業は、清酒醸造とは異なって、その創業時から政府から手厚い保護を受け、政商資本を中心とした会社組織を採る新興の装置産業として外人教師による技術指導をうけて、展開していくのである。いま、上記のビール醸造業の資本家についてみるに、丸三麦酒(1887 年創業、愛知県半田町)は醤油醸造家盛田善平のばあいを除くと、日本醸造会社は 1870 年横浜に創業したアメリカ人コーブランド(W. Copeland)の経営するスプリング・バレー・ブルワリー(Spring Valley Brewery)を 1885 年に渋沢栄一・岩崎弥之助らが買収して創業した(キリン・ビールの前身)ものであり、日本麦酒醸造会社は東京府荏原郡目黒村に 1887 年政界の実力者桂太郎の弟桂二郎が創立(エビス・ビール)したし、大阪麦酒株式会社は大阪府三島郡吹田村に関西財界の松本重太郎、堺の酒造家鳥井駒吉、外山修造らによって設立されている(1887 年資本金 15 万円で設立認可、アサヒ・ビール)。また、1876 年に創業した北海道開拓使麦酒醸造所は 86 年大倉組に払下げられ、88 年には渋沢栄一・大倉喜八郎・浅野総一郎らの共同出資による札幌麦酒株式会社(資本金 7 万円)として発展している。ちなみに、国産ビールの造石高は 1886 年 6 千石でビール輸入高を凌駕し、1896 年には 3 万 3 千石に激増してビールの輸出高が輸入高を凌駕した。なおビール醸造業の発展過程については、さしあたり前掲、「大日本洋酒鑑詰沿革史」、渋沢清淵記念財団竜門社編「渋沢栄一伝記資料」第 11 巻(渋沢栄一伝記資料刊行会、1956 年 12 月)340 ページ以下を参照せよ。

- (7) この点について、たとえば宮城県の前田善右衛門は、1881 年から 3 回も灘地に赴き、日本酒の改良のほか海外輸出を力説していた。「前田善右衛門翁伝」によると、彼の海外輸出は、「朝鮮支那は未だ日本酒の真味を知らない、それで先づその趣味を得させるまで数年の間は、極廉価を似て広告的に売込まねばならぬ。しかしながら、これは尋常の会社組織を以てしては損益相償はないから、政府の保護を受け、一方では各酒造家から造石高の千分の一を義損することとする。而して日本酒海外輸出会社を創設し、醸造の中心たる摂州灘、尾州知多等をして専ら経営の任に当らしむる」(57 ページ)というものであった。この段階では賛成者は少なかったというが、学理応用を課題とした酒造改良運動は、まさに前田の主張を実現するための手段として主張されていったのであった。1887 年 2 月 20 日の「東京経済雑誌」(第 354 号)の北越酒類営業組合の赤坂長八、西村伊平、坪井一六、芳野勝蔵らの主張も、第一に海外に向けて輸出の業を開く事、をあげている。しかし、つぎののべるように、この地方の酒造家の酒造改良運動の課題は灘酒をはじめとした酒造先進地の進出への対抗手段として登場するのである。

[二] 学理応用を基軸とした酒造改良運動の課題は、前述のごとく、清酒の海外輸出論や、酒造業の大工業論と結合して提起されたものであったし、またそれが政策的には殖産興業政策の一環として酒税政策とも結合して提起された運動であったというべきである。しかし、他方ではこの時期の醸造技術水準の低位性のために、清酒の腐敗のもたらす国民経済的な意味での「空耗」=損失の防止といった現実的な課題からも、酒造改良が提起されていた。前述の前田正名の酒造改良論は、むしろこの現実的な国民的な課題をより強く認識したうえで主張されている。彼は「腐敗予防ノ術ヲ施シ、其効ヲ見ルニ至ラハ即チ新タニ五百万円以上ノ鴻益ヲ我国ニ振興スル」とのべている。この見地から、彼は酒造改良の技術的要点として、(1) 醸造中桶内温度の高低を自在に為す事、(2) 火入中酒精の揮散を防ぎ、かつ焦臭を帯ぶるの患いをなからしむる事、(3) 貯蔵桶の掃除法の改正、(4) 防腐法を施す事、の 4 点をあげて、とりわけ「腐敗予防ノ術」を解明し、実施することが急務であるというのである¹⁾。この点では、当時の未熟な技術水準のもとでの酒造業にあっては、造石高の半分も商品化しえれば良いといわれるほどであったから、清酒の「腐敗」問題は酒造業の中心的な技術問題であったことはうたがいがえない。

その後の1890年代の酒造技術研究をみると、上述の課題解決におかれていたことの事情が正しく反映されている²⁾。

こうした腐敗酒問題は、醸造技術のより低位な酒造家、とりわけ「酒屋万流」という表現で総称されているごときの酒造法の一定の体系を持たない酒造後進地の酒造家に共通した課題であった。それは、第一に、清酒と自家用料酒(濁酒も含む)との質的な差異がさほど明確でない技術水準であったために、清酒市場において真向から競争関係にたたされていたこと、第二に1880年代から90年代に本格化した酒造先進地の清酒=「上方酒」のこの地方への進出によっ

第2表 自家用料酒の清酒に対する割合

(単位: %)

	1886年度	1892年度	1898年度		1886年度	1892年度	1898年度
北海道	30.0	1.5	0.5	近畿区			
				滋賀	43.0	38.2	2.9
東北区				京都	8.1	9.3	1.8
青森	12.3	21.6	2.5	大阪	1.0	0.7	0.0
岩手	109.2	95.9	16.7	兵庫	1.9	2.3	0.2
宮城	91.5	77.8	7.9	奈良	—	3.3	0.8
秋田	109.1	122.2	57.5	和歌山	0.6	0.4	0.2
山形	61.4	63.4	15.8				
福島	75.3	71.7	11.4	中国区			
				鳥取	42.2	43.7	1.2
関東区				島根	67.2	70.8	20.4
茨城	25.1	25.5	2.3	富山	3.6	4.1	0.9
栃木	15.2	14.9	2.4	広島	8.3	14.9	2.1
群馬	2.7	3.3	0.7	山口	39.2	37.6	20.8
埼玉	2.7	3.3	0.4				
千葉	72.4	68.7	9.9	四国区			
東京	95.3	181.9	1.1	徳島	1.0	1.0	0.7
神奈川	14.0	14.3	4.3	香川	—	0.1	0.0
				愛媛	0.7	3.4	1.9
北陸区				高知	62.7	89.9	46.3
新潟	56.9	57.4	13.7				
富山	21.6	24.5	2.7	九州区			
石川	8.2	10.9	0.7	福岡	41.8	45.1	5.7
福井	2.3	3.0	0.4	佐賀	99.9	100.6	10.5
				長崎	92.4	104.0	36.1
東山区				熊本	101.5	119.7	53.0
山梨	0.6	1.3	0.3	大分	15.3	21.8	9.5
長野	1.7	1.8	1.7	宮崎	*435.8	*460.3	*285.7
岐阜	5.6	6.0	1.4	鹿児島	*885.8	*1,066.7	*919.0
東海区				合計	25.6	25.8	9.1
静岡	2.2	2.9	0.8				
愛知	0.3	0.3	0.1				
三重	2.8	2.5	1.0				

注1. 『日本帝国統計年鑑』により作成。ただし、自家用料酒生産高は営業人1人につき1石を生産したものと仮定して算出した。そのために、実際は上表より割合は低くなるとみられる。

2. *は焼酎が中心である。

て地場市場での退潮を余儀なくされていたこと、第三に、このうえに酒税の重圧、という諸条件を背景として、酒造改良運動が展開していることに注視しなければならない。とりわけ「上方酒」と自家用料酒との両面から受ける圧迫からの脱出口として、酒造改良がこの地方の酒造家によって積極的に推進されたといってもよい。1882年12月の酒造税則の改正にともなう自家用料酒の展開は清酒醸造業全体にとっても無視しえないほどの比重をもって推移したのである。とくにその比重は83年の21.9%から90年には30.9%と激増し、同じ時期の自家用料酒造人は670,361人から948,565人に増加した。とりわけ東北地方の岩手、宮城、秋田、山形、福島、関東では千葉、東京、北陸の新潟、中国地方では島根、四国では高知、九州では佐賀、長崎、熊本、宮崎の諸県にあっては1892年の自家用料酒の比重は50%から100%という高い比重を占めるほどであった(第2表参照)。1890年10月、こうした状況を重視した一府十九県酒造家連合会は国会開設にあたって自家用料酒の禁止の方向でこれに重税を加すべきことを議院に請願している³⁾。前述の北越酒類営業組合も1887年の意見書で、自家用料酒に向けて更に検束を加えられんことを請願する事、をあげていた⁴⁾。

ところで、自家用料酒と「上方酒」の双壁をのりこえる手段としての酒質の改良とは、具体的にいかなる方法で、どのような醸造技術によっておこなわれたのであろうか。この点については次項において分析するところであるが、ここではさしあたって、つぎの点を指摘しておきたい。第一は、この地方の酒造改良の手本たる地位におかれた醸造技術とは、学理応用とはおよそ無縁な伝統的な灘酒造法そのものであって、その技術の導入とその応用によって灘酒と同様の清酒の醸造を当面の課題としたことである。灘酒造法とは、1800-1829年(化政期)頃に完成した丹波流ギリ配法による100日仕込みと、1848年(嘉永元)頃に嘉納治郎右衛門の完成した十水法仕込みによる1,000石醸造を技術的基礎とし、1840年(天保11)山邑太左衛門の発見した硬度の高いいわゆる「宮水」と称される醸造用水と大粒で軟質の播州米を醸造米として使用する⁵⁾、醸造技術を特徴とする。こうした醸造技術の実態を、酒造改良家の「教科書」とし「巨細洩さず詳述」⁶⁾したのは、灘御影村の小野藤介の『清酒醸造法実験説』全5巻(探源堂、1887年)であった、といわれる。第二は、かかる酒造改良の主体は酒造家自身でなければならない、と主張されたことである。言葉の狭い意味での杜氏の雇用が酒造先進地を除くと一般的な形態ではなかったこの時期において、杜氏は酒造業を停滞させて来た最大の原罪であるかのごとくに批判が集中的に杜氏にたいして浴びせられている。たとえば、榊原英吉は「杜氏ナルモノ無学藤味ノモノ」⁷⁾として排撃し、吉武信八郎は、「一、主人已住ノ如ク支配人及杜氏ニ放任スルノ習慣ヲ速ニ脱スルヲ最も今日ノ急務トス……一、造酒中ハ主人寝食モ定時ニ為ザル位ヒニ心魂ヲ活用スベシ、従来ノ如ク杜氏杯ニ放任シ等閑ニ附ス時ハ災害ニ陥ルベシ」⁸⁾と警告をしている。そして、吉武はさらに杜氏に対して批判を続けてつぎのごとくいう。「杜氏ト称セラレ此上モナク熟練家ノ如ク自任シ大胆ニモ主人ノ数百千円ノ資金ヲ以テ為ス大業ヲ何ノ遠慮モナク左右スルハ俗ニ云フ盲蛇ニ怖サルノ言ニ均ク豈恐ザル可ケンヤ」⁹⁾と。

以上によって、われわれはこの時期の酒造改良運動の二つの課題と方向を知ることができるのである。第一は「学理応用」→大工業化→海外輸出、のコースである。この方向の酒造改良運動は、主として專業型酒造業地帯によって推進されていったのであった。第二のコースは、「灘酒造法」の導入による酒質の向上→自家用料酒と「上方酒」の排除、を課題とした酒造改良運動であって、地主兼営副業型酒造業地帯を中心に展開していくのである。

- (1) 前掲、前田正名「興業意見」、490 ページ。
- (2) さしあたり、本多紀元、森藤里見「明治大正昭和年間に於ける醸造関係文献集 (一)~(三)」(『日本醸造協会雑誌』第 30 巻第 5 号~第 7 号, 1935 年)を参照せよ。
- (3) 石橋四郎編「酒造組合中央会沿革史」第一編(酒造組合中央会, 1932 年 11 月), 101 ページ以下。
ちなみに、一府十九県酒造家聯合会は 1890 年 3 月, 東京, 神奈川, 新潟, 埼玉, 群馬, 千葉, 長野, 茨城, 栃木, 静岡, 山梨, 宮城, 福島, 山形, 秋田, 岩手, 青森, 福井, 石川, 富山, の関東, 東北, 北陸の諸県を糾合した酒造家団体で, さきに 1889 年 12 月に結成された関西二府十八県の酒造家聯合会に呼応して組織されている。これが 1891 年 2 月, 両ブロックの聯合会は第 1 回全国酒家聯合会に発展していく。このときの議会陳情には, 前述のほか, 酒税の過重, 西洋酒輸入の増加, 模造西洋酒(ビール, ブドウ酒)の無税, の問題を指摘している。
- (4) 『東京経済雑誌』第 354 号(1887 年 2 月 12 日), 雑録「酒造業者の意見書」。
- (5) 柚木学「近世灘酒経済史」(ミネルヴァ書房, 1965 年 6 月)。柚木氏はこの点についてすぐれた分析をしている。
- (6) 鹿又親「酒造発達沿革と醸造技術者の任務(一)」(『日本醸造協会雑誌』第 29 巻第 5 号, 1934 年)。
- (7) 前掲「灘酒醸造内幕秘伝酒蔵之親父」1~2 ページ。
- (8) 吉武信八郎「学理応用実地経験改良酒造実益法」(豊盛館, 1889 年 12 月), 凡例 1~2 ページ。
- (9) この点について, 山田八郎は「雇主と杜氏の関係を論じ併せて其弊害のある所を矯正あらんことを望」(『醸造雑誌』第 37 号, 1890 年 3 月 10 日)という論文で, 酒造改良の障碍は不練・専横な杜氏であることを指摘し, 斯業の発展のためにはかような杜氏を「地を払て駆逐し勤めて痕跡なからしむべく, 其これを絶つ方法は即ち改良の一点能く之を消滅し得べし」と主張した。彼は, 駆逐されるべき杜氏の性格として, 「百分中, 無学六十, 頑固心十, 自惚心十, 雇主命令・抵抗心十, 実業に暗き十, 真心無痕跡」として特色づけ, かかる杜氏が大部分であると論断している。ともあれ, この時期の酒造改運の展開過程は, 山田や吉武に代表されるような理由で杜氏無用論や排撃運動を伴っていたこと, またその結果として, いわゆる地杜氏なるものの駆逐が進行していった点に注視しておきたい。

三 專業型酒造地帯の「学理応用」による酒造改良運動の動向

[一] 1880 年代の後半からの政府あるいは開明論者の清酒醸造への「学理」応用の主張は, あきらかに殖産興業政策の一環として, かつまた清酒の大工業的生産への途をめざして主張されたものであった。それは, 西洋におけるビール醸造業の発展との対比で清酒醸造業の停滞が問題とされていることにも示されているが, 彼らの主張する「学理」はビールの醸造技術であって, この技術体系を清酒醸造への機械的な応用による大量生産を意味していたことにも示されている。したがって, かような醸造技術を受容しうる酒造業は大規模な專業型酒造家の集中している灘五郷を中心とした先進的な地帯における酒造家であった。もっとも, 灘五郷の酒造家は 1880 年前後から, 国内における清酒市場の拡大をめざしていたのであるが, 他方では西洋酒の輸入, とりわけビールの輸入量が漸次増加しつつあっただけでなく国内のビール醸造業の勃興による清酒市場の圧迫は不可避の情勢にあったから, 「学理応用」による酒造技術の改良と, それをテコとした大工業への脱皮が企図されていった¹⁾。

- (1) 1980 年(明治 13)の酒造税則の制定に際して, 免許税および造石税は「小石業者ヲシテ大石營業者ニ合併セルカ如ク營業ノ基礎於是乎立チ 酒造石高ノ多キヲ加フル」(『法規分類大全』第一編租税門, 雑税, 酒造税, 182 ページ)ことを目的として決められたものであった。この主旨は, たしかに

80年代の酒造政策の基調となつたとみてよいのである。柚木学氏が分析された山県良蔵訳の「地租ヲ削減シテ酒類官売ヲ行フ説」にみられる清酒の四季醸造と技術改良による1万石醸造を主張した建白書意見にみえる考え方は、まさしくビール醸造技術の清酒醸造技術への機械的な導入を前提とした意見である(柚木「明治前期における酒造業の展開と酒屋会議——酒造経営を中心として——」関西学院大学経済学研究会「経済学論究」第16巻第2号, 1962年7月, 84-86ページ)。

〔二〕 まず、灘五郷の酒造改良の若干の事例について、その状況をみよう。前田正名は『興業意見』で、この地方の酒造家のうちには、「水揚酸」(サリチル酸)の使用を試みている状況の報告をしており¹⁾、また83年9月21日の『立憲政新聞』の報道として、この地方の酒造家の相談会は醸造改良について協議するところがあったといわれる²⁾。これらの状況からみて、ほぼ83年前後の時期、つまり酒屋会議の直後頃から酒造改良が課題となつていったと考えてよいのであるが、それが本格的に論議されるにいたつたのは酒造業が最悪の不振におちこんでいった86年(明治19)のことであつた。『統灘酒沿革誌』(神戸税務監督局, 1907年8月)は「五郷ニ於ケル醸造改良ノ議ハ十九年灘酒造組合組織ノ時ニ於テ最モ盛ニ唱道セラレ³⁾」たと記述している。

ところで、藩政期以来の摂泉十二郷の酒造組合は西宮郷、今津郷の「自由之権利ヲ以、御同前商業勉強致度⁴⁾」という分離独立運動の主張のまゝに74年(明治7)8月に解散したが、それ以降は主として西宮・今津の両郷と東郷・中郷・西郷の3郷との対立関係を内在させながら各郷は離散的状況のもとで進展していった。西宮・今津の両郷の「自由之権利」の主張によって、「永世不朽之條約⁵⁾」であつたころの摂泉十二郷団結の最も基本となつていた東京市場に対する清酒の出荷協定(積留・割積)が解体したために、東京市場への進出競争が灘五郷の内部で激しくなつていったのであつた。とくに西宮郷・今津郷の加水技術の発見⁶⁾をテコに生産量の拡大と汽船積による東京積の拡大が著しく進展していくにしたがつて、東京市場において、他郷の酒造家はこれらに圧倒されていく形勢は他の灘三郷の酒造家の放置しえないところであつたにちがいない。こうした状況は、武庫・菟原の両郡長の深く注視するところでもあつた。両郡長は「五郷酒造ノ盛衰ハ即チニ郡ノ盛衰」という理由から酒造組合結成の斡旋にのり出すことになり、しばらく85年12月に灘酒造業組合の設立認可を兵庫県に申請し、翌年の2月に設立するにいたつたものである⁷⁾。

灘五郷における酒造改良運動は、内在的には西宮郷・今津郷の加水技術をテコとした東京積の発展という要因による灘五郷内部での競争が本格化していく過程において、灘酒造業組合の事業の一環として登場したわけである。このとき、灘酒造業組合は、「学理ニ通スルモノ一人」を東京職業学校(1881年設立)の醸造学専攻生のうちから酒造改良教師として招聘するための交渉をおこなつてきた。すでに、「水魚の間柄」といわれる樽船業者と袖をわかち、汽船積が一般化したこの段階において、灘酒造業組合は、酒造改良経費に充用するという理由を前面にかかげて日本郵船会社に対して清酒運賃割引の交渉もしていた。改良教師の招聘も、運賃の割引交渉も、いずれも実現したが、西宮郷・今津郷と他郷との間における東京積出制限と割水をめぐる意見の対立は激化するばかりか、組合内部の調整がとれず、ついに87年(明治20)8月には組合が事実上の解散をするにいたつた。このために、この酒造改良はまったく実現しないままに終つた。

その後、89年(明治22)今津郷の三丸商店は肥田密三を招聘して「学理応用」による2,000石余の試醸を試みている。しかし、この試醸は「貯蔵久キニ堪ヘス日ヲ経ルニ及ヒ漸ク風味ヲ

損シ遂ニ失敗ニ帰セリ」というありさまであった。三丸商店のこの失敗は、その後の灘酒造家の学理応用による酒造改良の意欲を失なわせる導火線となった。この点について、『統灘酒沿革誌』はつぎのように記述している⁸⁾。

「日本醸造業ニ守旧的酒家ハ肥田氏ノ試醸成績ヲ評シテ学問ノ価値ナキヲ嘲笑セリ……五郷酒家ノ醸造スル所、頗ル巨額ナルニ反シ学理ヲ応用スルモノ殆ト絶無ナルハ三丸商店ノ失敗、実ニ之レカ原因タルハ論ナント雖、爾後名アル学者ノ改良談ヲ聴キ之ヲ実地ニ行フニ当リ動モスレハ独リ其ノ効ナキノミナラス反テ害アルヲ免レス是ニ於テ学理応用ノ説、漸ク衰ヘ遂ニ旧慣ニ安ソスルノ風ヲ生セリト未タ其ノ信否ヲ審ニセスト雖、二十三年以後ニ於テ復タ学理応用ヲ云フモノナキハ疑フヘカラサルノ事実ナリ」

肥田の失敗の原因は酒を腐敗させたことであったが、それはともあれ、かような状況は、灘の酒造家にしてみると、学者の酒造法（学理応用）は、「効ナキノミナラス反テ害アルヲ免ズ」という評価となってあらわれ、その後の酒造家の敬遠するところとなったことはうたがいがえないうところであった。

(1) 前掲、『明治前期財政経済史料集成』18巻の2,492ページ。

(2) 家永三郎「植木枝盛と酒屋会議」(『歴史評論』87号, 1957年8月)11ページ。なお、家永氏は、この論文で酒造改良運動の性格を、「業者が政治闘争による産業資本擁護の方針を放棄し、もっぱら生産技術の改良に血路を見出そうと考えるにいたった」もの、あるいは「生産技術の改良が、生産者のエネルギーを民権運動から転換させるはけ口」と規定されている。家永氏のこの評価は基本的に正しいと考えるが、それは、専業型酒造業地帯における酒造改良運動と、地主兼営副業型酒造業地帯におけるそれとは、異なった意義と形態のもとで展開するものであったことに注視すべきである。

(3) 前掲、『統灘酒沿革誌』, 105ページ。

(4) (5) 同上, 71ページ。

(6) 同上, 75ページ。西宮・今津の加水技術について、小野藤介はつぎのようにのべている。「普通の砂糖水を製し（精白砂糖を水にて焚くなり）其中へ良塩を加へ則ち砂糖水を塩気あるの風味を度とし、之を製し而して清酒に一割及至二割の割水をなしたるとき、此砂糖水を適宜に入れ啗酒して其香氣風味を定むべし。其清酒の性質強弱により此砂糖水の加入も之に応じて又多少の増減あるものとす」(『醸造雑誌』第18号, 1889年3月15日, 応答「割水法」)。愛知県半田、亀崎地方では、この加水技術に一日の長があったとみられ、一方では東京市場において半田・亀崎の清酒と対抗し、他方では灘五郷内部の競争に打ち勝つ手段として採用された醸造方法であったと考えられる。それゆえに、灘五郷酒造組合の結成にあたって中郷・西郷・東郷の三郷は東京積出制限と、割水による清酒の増量規制を行ない、西宮・今津に対して打撃を与えようという狙いが前面におし出されていた。

(7) 石橋四郎編『酒造組合中央会沿革史』第1編, (酒造組合中央会, 1942年11月), 77-79ページ。

(8) 前掲、『統灘酒沿革誌』, 105-106ページ。

〔三〕灘酒との対抗関係にあった伊丹のばあいは、伊丹町の酒造家28名全員を株主として資本金1万円の有限責任伊丹酒造改良会社を設立し、この醸造場で集中的に技術改良を企図している。この会社は、小西新右衛門、武内利兵衛、武内和三郎、稲野利三郎、池上茂兵衛、池上清三郎、岡本作兵衛、増田新三郎らを発起人として、88年(明治21)5月に伊丹町に設立し、清酒500石を醸造することになっていた。会社定款に、「本社ノ目的ハ、学理ト実地トニヨリ

酒造ノ基礎ヲ定メ、良酒ヲ製出スルニアリ」(第4条)とのべ、学理応用による酒造改良を課題としたが、その事業内容は、(1)原料及ヒ製品ノ検査(米・水・種麴・製麴・醗・醱・清酒・燃料)(2)実地使用ノ器械器具及ヒ其使用法ノ調査(3)醸造及ヒ貯蔵中ニ生スル故障ノ理解、の3点について解明しようというものであった。その醸造方法は会社の定期総会において「二種及至三種」の異なる方法を決定し、これにもとづいて、試験醸造を担当する技長1名、その他支配人、助手各1名を雇用するものであって、会社の株主およびその子弟には試験醸造に従事する途が開かれていた¹⁾。このとき、伊丹の小西新右衛門酒造店には、今津郷の三丸商店で試験していた肥田密三が学理応用の試醸をしていたから²⁾、この会社に雇用された技長は肥田であった可能性が濃いのである。

この会社は、当初から赤字経営が見込まれるほどであったから、伊丹の酒造家のその成果によせた期待が如何ほどであったかがうかがえよう。しかし、その後、92年(明治25)10月には資本金を2万円に増資して伊丹酒造株式会社に改組し、学理応用による酒造改良の企図が断念されていったとみられる³⁾。

- (1) 伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史』第5巻史料編2, (伊丹市, 1970年3月), 326-335ページ。
- (2) 『明治工業史』, 化学工業編, (工学会, 1925年6月), 855ページ。
- (3) 柚木 学「伝統産業の変遷」(『伊丹市史』第3巻, 1972年3月), 198ページ。

〔四〕尾州の銘醸地知多郡半田、亀崎地方のばあいはどうであったろうか。1890年(明治23)の春に博多東洲共進会館で開催された酒造地視察報告会の席上で、福岡県収税長の山形脩人は半田・亀崎の酒造業の状況の見聞をつぎのようにのべている。藩政期は20万石もの造石高を誇って、灘とならんで酒造家の巢窟と称されるほどの発展を示していたこの地方は、今日5万石にも満たない状況となったことについて、「その衰運の因由をその地の酒造家に聞くと“同業者に私利を謀り、善からざるものありて、水を沢山に混じて移出したため、東京地方の声価を墜し、他の善良な同業もその巻添を食って今日の如くに衰態を招くに至った”^(ママ)と歎息して答へた¹⁾」と。このときの演説には、多少の誇張もあるが、ともに割水法を採用する灘西宮酒と今津酒との東京市場での競争に敗走している姿を彷彿させるものがある。

この時期の半田・亀崎酒は、青森県弘前の藤田久治郎の「尾州知多郡醸造酒沿革」²⁾によれば、米10石に水13石4斗という極端に多い汲水量であった。藤田が割水法を発見した知多郡三谷村酒造家盛田久左衛門の直話として伝えるところでは、1836-1837年(天保7-8年)の大凶作が割水法を発見させる契機であったという。すなわち、この凶作対策として尾張藩は管内酒家に減醸を命じたが、翌1838年(天保9)の酒況は供給不足であり、かつ原料不足であったことから、三谷村の盛田久左衛門兄弟が相謀り、精白歩合を高め、造桶と罎桶との混用を廃止して区別し、それまで米10石にたいして水5石5斗であったものを8石乃至9石に増量して醸造した。これが割水法の端緒となった、という。この段階では灘の嘉納治郎右衛門はまだ十水法を発見していなかった。これが事実とすれば、知多醸造法は灘の十水法の先駆をなすことになり、まさに「酒造大変革」であった。

ところで、割水競争ともいえる1880年代末から90年代はじめの半田・亀崎の酒造業は西宮・今津との東京市場競争で窮地に追いこまれ、半田・亀崎酒が退潮傾向にあったとはいえ、依然として酒造業の主産地としての面目は維持されていた。亀崎村では、1888年の醸造戸数

20戸、造石高6万石、1戸平均3,000石であった。とりわけ伊藤七郎衛(猿若街)、間瀬昇太郎(日本堤)、伊東孫左衛門(敷島)、伊東信造(腹鼓)、稲生治右衛門(富士ノ夢)、伊藤順三郎(花魁)、天野伊左衛門(種まき)、新美昇平(昇龍)などは東京市場でも知られた大酒造家であった³⁾。1891年(明治24)2月に全国酒家聯合会の第1回東京発起大会にこの地方の代表として出席した亀崎村の稲生治右衛門は、この席上で「抑モ私ノ郡即チ知多郡ニ於テハ豊醸組ト云フモノガアリマス、之ハ全郡酒造家ヨリ成立シタルモノニテ……年々積立利殖シテ営業者が相互営業ノ維持ニ供シ、定時ニ会シテ技術ノ改良、事業の発達ヲ図リ」⁴⁾と説明しているところの豊醸組は灘酒造業組合より3ヶ月後の1886年5月に結成されている。この豊醸組は西宮・今津との対抗を意識して組織されたものと推察される。稲生の説明では、豊醸組はこのときに1万8千余円の積立金があり、これが酒造改良等に支出されていたという。その酒造改良の内容は学理応用による試醸であったことは、亀崎村の練業会の活動が物語るとおりである。

亀崎村の酒造家有志の組織した練業会は伊丹と同様に醸造試験を目的とした独自の練業会社を設立(1889年(明治22)1月)し、肥田密三を招聘した。ここには農商務省分析課の志水某、同省地質局長の和田維四郎などが酒造法の調査に訪れたりもしている。練業会社では、肥田の指導のもとに、「会員も各々手を下して麴・酏・添掛等必要の場合にハ試験の為め自ら之を行う等研究最も勉めり」、また「同会員各自の醸造物にも練業会社の如く場中に分析場を構へ、技手三名位詰切りにて昼夜分析に従事致し居り」といい、練業会員に戟激されて全村的に酒造改良の熱風が席卷していった⁵⁾。

- (1) 橋詰武夫編『福岡県酒造組合沿革史』(福岡酒造組合, 1957年11月), 29ページ。なお、この点について、『半田町史』(1926年刊, 1973年11月名著出版複製版) 227ページ以下参照。
- (2) 『醸造雑誌』第15号, (1888年12月27日)。藤田久次郎は、弘前から亀崎を訪れたのは、割水醸造法を学ぶためであった。彼はこの割水法を全国的に採用するならば、従来の汲水歩合の時より227万石を増石することが可能であると述べている。農商務省は、この点に着目してこの地方の酒造法を調査したものであろうし、藤田は「此法式ノ改革ヲ以テ国益ヲナシタルノ事実ハ誠ニ明白」といい、弘前酒造業の発展のカギとみていたようである。しかし、「質問スレハ漠然トシテ答フル事能ハス」と落胆して帰っている(前掲, 第16号, 1889年1月28日)。
- (3) 『醸造雑誌』第17号(1889年2月23日), 雑録「尾州知多郡酒造景況」。
- (4) 前掲, 『酒造組合中央会沿革史』, 153ページ。
- (5) 前掲, 『醸造雑誌』第17号。

【五】 かくして、灘、伊丹等の大醸造地帯を中心とした学理応用による酒造改良の失敗が80年代の末から90年代の初頭にかけて、しだいに白日のもとに晒されていくにしたがって、学理応用なるものへの批判が高揚することとなった。99年(明治22)1月28日の『醸造雑誌』¹⁾は『毎日新聞』の記事を紹介して、「曰ク近年酒造改良の説流行し兵庫・三重・愛知等主産地の実業家は屢農商務省へ技術師の派出を請求し頻りに改良に熱心し、主務省に於ても大に意を改良を注ぎ毎年酒造季節にハ技術官を酒類主産地へ派遣して学理的試験をなし、改良方案を攻究中なるも未だ好結果を得して実業家に指示すべき一定の方案もあらざる…」とのべ、酒造家は「容易く改良すべしなどとは到底望むべからざる事」であって、それは妄信であるとさえ論断している。また伊勢の醸造家は、酒造改良家(=学者)の「口能く言ふて而して躬行ふこと能はず」という彼ら自身の態度を改良すべきであると主張してつぎのようにいう²⁾。すなわ

ち一

「抑も一事一物を改良するには先づ従来の事物に就き深く其性状を究めざる可らざるは最も観易き事実なり。然るに酒造改良の卒先家たる学者は果して躬自ら能く之を行へる歟。我酒造業は假令数百年來學術的研究なきも其実地の熟練に至ては殆んど學者をして驚嘆せしむるにも係はず、是れが學者は僅かに吾酒造法の一斑を窺ひ種麴釀母等の性状は尚ほ未之を究めず。吾単に自己に修得したる西洋釀造學の實現に依りて猥りに臆断推定を下し、彼のパスチュールの行為なくして既に嚇々たる功名を空中に画くもの此々皆是れなり。パスチュール氏は西洋釀造業者の泰斗なり。然れとも麥酒釀造の一事を改良するに、自ら實業に従事すること七年にして漸く其成效を得たるに非ずや。之を以て是を觀れば吾酒造改良の學者が僅かに一二年にして既に好良の成績を奏したりと云ふ如きは吾輩の信認せる所否な毫も其事實あるを視ざるものなり」

彼は、この段階の「學者」の正体を簡潔な筆致でみごとに描き出している。さらに彼はこれに續けて學者は、「虚名を博して實業家の信認を厚せんことに汲々」としており、かような學者を招聘して酒造改良を試みようとする酒造家は「虚声を張りて花（荷）主の愛顧を増さんことに致々たるもの」であると批判を続け、かような虚名空利の競争にのみ奔走している状況および不平等条約下におけるわが国の酒造業は、必ずや西洋の學識に富み、資産に裕かなる實業家の支配するところとなるであろう、と警告をしている。その傾向の事例として彼は、「吾輩聞く所に拠れば、近來西人某は私に日本の酒造法を研修し独乙に歸りて其專売を得、又西人某は等しく支那近傍に在りて日本酒造に因て多額の『アルコール』を製して吾國に輸入し、又横浜居留地の西人某は近頃難近傍に人を派出せしめて吾酒造の實況を探索しつゝあり」という事實をあげ、その兆候をみてとっていたのである³⁾。

- (1) 『釀造雜誌』第 16 号 (1889 年 1 月 28 日)、雜録「酒造改良家の注意」。
- (2) 『釀造雜誌』第 32 号 (1889 年 12 月 25 日)、論説「酒造改良家へ先づ其行為を改良せよ」。
- (3) 實際、この段階では、こうした外國人による清酒釀造が居留地で計畫されあるいは実施されていた。たとえば 1884 年、ドイツ人某は東京築地に 300 石の清酒の四季釀造を計畫していた（『東京經濟雜誌』第 215 号、1884 年 5 月 24 日）。新潟港では清國人等が清酒および焼酎を釀造し、新潟港近傍だけでなく北海道地方にも販路を拡大するという状況があった（『東京經濟雜誌』第 266 号、1885 年 5 月 23 日）。

四 地主兼営副業型酒造地帯の「灘酒造法」の導入とその特質

〔一〕 灘、堺、伊丹、龜崎といった專業型酒造業地帯にあつては、1880 年代末からの企業勃興期を画期にして汽船、鐵道の發達とともに清酒の地方への進出を積極的におしすすめていった。この傾向は、たとえば 1877 年（明治 10）の西南戦争を契機として灘酒が九州地方に市場を拡大して、九州の地酒を圧倒しはじめており¹⁾、1886 年（明治 19）には「近來ハ北海道ニ輸出スルモノ漸次多額ニ赴ク模様アリ」という状況であつた。こうした状況は、たとえば灘酒の東京輸出の割合をみると、75 年 70.2% であつたものが 90 年には 50.6% と比重が低下し、同じ時期に地方輸出の割合が 29.8% から 49.4% に激増していった²⁾ ことにも端的に示されている。のちに主産地として發展する広島のはあいも、「灘酒、堺酒ノ移入夥シク、所謂地酒ハ

移入酒ノタメ庄セラレ、加フルニ一般経済界沈衰ノ影響ヲ受ケ、当県ノ酒造業ハ衰退ノ一路ヲ辿リ、明治廿年頃ハ正ニ不振ノ極ニ達セリ」³⁾といわれた。東北地方でも同様の事態は進展しつつあった。青森県三戸の酒造家中村元次郎は東北線の開通を目前にして、「諸君知らずや鉄道開通も既に近きに在り、一回此の利器の我地方に行へるゝ時に方^{もたつ}は上方中国酒の益々販路を東奥に拡張せんと欲するの秋に類するを、今に於て宜しく之れが策を講ぜずんば後日臍を噬むの悔あらん」⁴⁾と、情眼を続ける東北の酒造家に向って猛省をうながすべく絶叫している。

こうした各地の地酒の「上方酒」による庄迫は1890年代を通してほぼ全国的な規模で拡大していくものとなる。前述のごとく他方では自家用料酒との競争からくる地酒の市場の庄迫が重なって、地主兼営副業型酒造業地帯の酒造家の経営は極めて困難なものとなっていく。この局面の打開策として、酒造改良が課題として登場するわけである。この場合の酒造改良は、先進地の専業型酒造家の「学理応用」による酒造業の大工業への発展を課題としたところの酒造改良とは本質的に異なるところの、「上方酒」の流入阻止と自家用料酒の排除⁵⁾を課題としたものであった。だから、この地帯の酒造改良は酒質の向上がまずもって焦眉の急であり、そこに手本たるべき醸造技術として対抗関係にたつ「灘酒造法」が必然的に採用されることになったのである。これがほぼ1890年代において全国的に開花していくのであって、1890年7月25日の『醸造雑誌』が「醸造社会は創業の時代なり」とのべているのは、この意味において正鵠を射た表現であったとみることができよう。

- (1) 前掲、『福岡県酒造組合沿革史』19ページ。前掲、『続灘酒沿革誌』133ページ。
- (2) 前掲、『続灘酒沿革誌』140ページ。
- (3) 日本銀行「広島酒＝関スル調査」1923年6月、(『日本金融史料、明治・大正編』第42巻)。
- (4) 中村元次郎「東奥同業家諸氏に望む」(『醸造雑誌』第26号、1889年9月25日)。
- (5) この点について、1889年1月28日の『醸造雑誌』(第16号)は「各地の酒造家は何分にも改良して良酒を廉価に醸造することを工夫し自家飲料酒をして飲むに堪へざらしむる事を研究するは今日酒造家の急要なるべし」と論じている。

この地帯における灘酒造法の醸造技術の導入過程を特色づけるのは、「学理応用」における学者との対比で見ると、その主たる担い手が醸造主自身の主体的な活動にあった¹⁾といっていよいであろう。もっとも、先進酒造地で展開した酒造改良運動から影響をうけて、この地方でも一定の酒造改良熱が高揚していたし、さらに酒税の増徴の必要を背景としたものではあったが各地の収税長らの敷衍も重要な役割を担っていたことも否定しえない。ともあれ、この地帯での酒造改良運動の方法と形態を要約すると、(1) 酒造改良組合あるいは個人等が、灘酒造法の技術を持つ丹波杜氏を招聘して実地指導によって技術を伝授しようとするばあい。これは、稲作農業におけるいわゆる馬耕教師に対比されるところの酒造改良教師による灘酒造法の導入・普及である。(2) は(1) とほぼ同じ性格とみなすことができるが、地方における酒造研究家による灘酒醸造法の研究と、その成果の彼によるこの地方の酒造家への普及活動である。篤農家による稲作技術の普及に対比しうるものである。(3) は、最も一般的で広くみられる形態であるところの、この地方の酒造家自身あるいは彼の子弟が灘地方に赴き、彼地の酒造家のもとで一定期間醸造に従事することによって、あるいは実地に見聞することによって技術を修得しようとするものである。このばあい、たとえば灘の醸造家小野藤介が醸造雑誌社に訴えていたように、受け入れ体制の問題があった。小野は次のように述べている。「当地へ各地の酒造家が

実地経験の為め出張するもの少なからず、既に本年(1889年—引用者)も四五名ばかりを紹介して酒造蔵へ相頼み置き候得共、当時酒造家は各地方より来る者を蔵へ入ることを嫌ひ困却此事に候²⁾と。また愛知県亀崎においても見学者が多いために「其の煩わしきを以て近来之が内規を設けたり³⁾」という状況があった。ともあれ、それまで秘传的に守り続けてきた灘酒造法はここに至って全国の酒造家はその導入に狂奔することになる。以下において、その若干の具体的な事例について検討しよう。

- (1) 1910年(明治43)以降から大蔵省醸造試験所の開発した醸造技術が、国家機関たる徴税組織と技術指導組織(大蔵省税務監督局の技術官)を通して、政府が強力に推進していく段階との対比でみたとき、この段階の酒造改良運動は「下から」の酒造改良運動として特色づけうるものである。この点については、いまはたちいらない。
- (2) 『醸造雑誌』第17号(1889年2月23日)、雑録「酒造家灘に至る」。小野藤介は、その対策を醸造雑誌を通じて、各地に相談してほしいと依頼しているほどであった。
- (3) 同上、第17号、雑録「尾州知多郡酒造景況」。

[二] まず、酒造改良教師の活動からみると、たとえばつぎのようである。熊本県天草郡二江村の酒造家宮本豁の醸造雑誌社への報告¹⁾によれば、1887年(明治20)度から丹波杜氏を雇い、醸造改良に着手している。山口県厚狭郡下では「大小営業者合同して一の醸造物を新営し灘地熟練の杜氏を雇い入れ同県下の改良を促さんと協議²⁾」を、90年10月頃におこなっていた。東北では、たとえば秋田県仙北、平鹿両郡の酒造家は「同年(1887年—引用者)11月撰津国有馬郡母子村より老練の杜氏四名両郡に来着し以て徐々に之が改良に従事せり³⁾」という状況であった。このように、酒造家個人で、あるいは大小の酒造家が協力して酒造改良のための醸造場を設けて、または郡あるいは県のレベルで、種々の形態によってではあれ、酒造改良を目的とした丹波杜氏が全国各地で招聘されていることは、丹波篠山の田中宗孝の著書『丹波杜氏名鑑 全』⁴⁾によってもその一端を窺い知ることができる。

- (1) 『醸造雑誌』第19号(1889年4月15日)、雑録「熊本県天草酒造景況」。
- (2) 同上、第53号(1890年11月10日)雑録「山口県の酒造家」。
- (3) 同上、第29号(1889年11月10日)雑録「秋田県酒造業の状況」。
- (4) 田中宗孝『丹波杜氏名鑑 全』(丹波篠山良馬堂、1916年12月)。この著書には1916年現在で活躍している丹波杜氏200名の略歴とその実績が紹介されている。

『丹波杜氏名鑑 全』によると、東北地方の酒造家に招聘されて活躍した杜氏のうちでも、岸本伊太郎はその代表的な存在であった。彼は1867年(慶応3)に丹波の多紀郡城南村に生れ、15歳で兵庫県武庫郡大石村の酒造家吉阪邦治方の飯焚役としてはじめて酒造労働に従事する。その後室の子、麴師、酛廻り、頭役をへて、1890年32歳の時に福島県北会津郡桂林寺町の岩倉外蔵酒造店の酒造改良教師として着任した。これ以降、彼は主として宮城、山形、岩手を中心に約4分の1世紀もの間にわたって活躍し続けている¹⁾。

秋田県を中心に精力的に活躍した鷲尾久八のばあいはつぎのようであった。彼は彼の「小自伝」の中でその経歴を「天保九年(1838)九月十九日ヲ以テ撰津国有馬郡小野村字母子ナル居村ニ生ル。父ハ茂兵衛母ハ鶴……余年十七撰津国川辺郡伊丹町酒造家富士ノ白雪ノ本家小西新右

衛門ノ傭雇トナリ専ラ酒造ノ業ニ従フ、爾来稍其余技ヲ会得スル…²⁾』とのべているように、伊丹の白雪酒造店を振り出しに、1856年(安政3)から、1863年(文久3)まで麴師として白雪酒造に勤め、翌年から1867年(慶応3)まで武庫郡宇津村の岡田忠兵衛方の脇杜氏となり、この年から本杜氏となって武庫郡今津郷の正宗の酒造家岡田莊蔵に聘される。このように彼は文字通りの灘流酒造法の杜氏となる。彼が最初に酒造改良教師として招聘されるのは1883年(明治16)のことで、このとき岩手県庁から兵庫県庁を通して照会があったけれども、母の病気が理由で辞退している。翌年には肥後国山鹿郡鍋田村黒川五三郎方に雇用され、1885年(明治18)10月から茨城県の改良教師となり、1887年(明治20)に秋田県庁の依頼をうけて着任し、秋田県の酒造改良教師として本格的に活動することとなる。前述した秋田県仙北郡・平鹿郡に到着したという四名の老杜氏のうちの一人は彼であったとみられる。

この当時の秋田県下の酒造業は、たとえば北仙北郡のばあいで見ると、「近郷は家毎に自用酒製造するが故に、(清酒の)品位劣るも直段の安価に売捌くを専要とする酒造家の慣ひとする」といわれるがごとき状況にあって、これら地酒は下等酒として「牛飲馬食」する鉱山労働者を中心とした下層社会を市場とするものであった。これに対して、ビールおよび灘酒は上層社会に飲用され、日に激増して流入する山形県大山酒、北海道酒は中流階層に浸透するといったように、いわゆる地酒の市場は限定され、以前にもまして縮小されてきており、しかもそこでは自家用酒と正面から競合するという市場条件におしとどめられていたのである。こうした背景のもとで北秋田郡扇田の酒造家朝野某らは、すでに1883年(明治16)から酒造改良社会の設立を企図していた。この地方の酒造家有志の出資で1885年(明治18)に設立された扇田酒造改良会社は杜氏に年給210円を支払い、原料米、桶等すべて新調するなど、その改良酒を楯として大山酒、北海道酒と競争し、「原価限りを売り輸入を防がんと決心」であったが、「余程困難の趣なり」という状況にあった³⁾。のちに銘醸地として発展する雄勝郡湯沢地方として事態は全く同様であって、1885年の農商務省への酒造業景況報告によると、雄勝郡湯沢外8ヶ村の酒造家40戸(うち湯沢は14戸)の販路は院内銀山第一、横手町之に次ぐ、とある。この時期は『湯沢市史』の記述によれば、「明治初年以来山形県庄内の品質を誇る大山銘酒が当地方に販路を開拓し、たちまち地酒を圧倒して院内銀山、一流料亭、旅館を独占してしまった」という⁴⁾。平鹿、仙北の両郡の酒造家による丹波杜氏の招聘は、まさに上述のごとき秋田県下の酒造業界の状況のもとにおこなわれたものであったが、これがまた契機となって、秋田市、秋田郡、山本郡の諸地方にも拡大し、この地方に88年(明治21)11月には前述の鷲尾久八の出身地から10名の杜氏を改良教師として迎えている。いまこの年に酒造改良を着手した酒造家として『醸造雑誌』が伝えるところによると、秋田市は高堂兵右衛門、野口周次郎、加賀源右衛門、佐藤春吉、那波良助、太田主殿、菊谷民治、田宮多七、秋田郡下では土崎港の那波三郎右衛門、加賀谷保吉、金子弥三郎、三浦亀之助、五十目村の渡辺綱松、渡辺徳太郎、山本郡能代港では大久保易太郎、渡辺彦右衛門、高橋彦作、平沢喜三郎、大久保常吉、小林吟右衛門、西村庄右衛門、仙北郡下では大曲村田口松蔵、花館村斉藤勘七、佐々木多左衛門、長野村長谷川重五郎、鈴木松助、六郷村の京野孝之助、湯川農治、北仙北郡角館村の田口久蔵、小林徳治、羽崎善兵衛、富田治右衛門、小林治左衛門、武村茂助、平鹿郡下では下田弥平、丹波春吉、小杉岡之助、小坂吉太郎、浅舞村の斉藤万蔵、等39名におよんでいた⁵⁾。

ところで、鷲尾久八は、上述の如き丹波杜氏の一員として秋田県に着任した1887年から1900年代を通してほぼ20年間にわたって活躍している。彼の酒造改良教師としての本格的な活動

の期間は 1890 年代であったが、それ以降は個別的に特定の酒造家のもとで杜氏として雇用される形態に変化している。ともあれ、彼は当初は平鹿郡下の酒造改良組合の組合員を巡回して指導し、ついで由利郡矢嶋町、亀田郡、南秋田郡五十目村といった諸郡が中心舞台であった。彼は、この地方の酒質について「皆粗悪ノ製造ニシテ醗ハ薄キニ失シ醗ハ甘キニ失シ、甚シキハ清濁混淆ノ観ヲナシテ杯中往々米粕ヲ浮ブアリ」と酷評している。彼は関西醸造法をもって改良に従事したとのべ、指導理念ともいうべき彼の改良の方針についてみるとつぎのようであった。すなわち—

「夫レ酒造ノ技タル米素水質ハ論ヲ俟タス。天ノ時、地ノ利、人ノ和、等皆宣シキ(ヲ)得テ自微至妙ノ間ニ自然機能ヲ媒シ似テ発酵成熟セシムルモノニシテ、口以テ言フヘカラズ、指以テ示スカラス、所謂以心伝心ナルモノ先進後進相接シテ歲月ト経験ト相須チ知ラス識ラサルノ間纒ニ会得スルノミ。簡単ナル学理ノ能ク標準ヲ律シ得ヘキモノニ非サルカ如シ」

このように彼は、以心伝心が醸造技術を会得させる要点であって、学理のなすべきところではないと明確に断言するのである。かような方針のもとで、彼はこの地方の酒造家に接し、彼らを杜氏に養成していく。彼の「業ヲ受ケ斯道ノ順序ヲ解セン」卒業生として、平鹿郡横手町 3 名、南秋田郡旭川村 1 名、同五十目村 2 名、由利郡本荘町 1 名、同矢嶋町 8 名、をあげている。こうした彼の努力は一応の成果を見ている。1897 年度にはじめて由利郡の矢嶋酒は大山酒の流入をこの地方から駆逐することに成功したのは、その証左なのであった。

- (1) 前掲、「丹波杜氏名鑑 全」、110 ページ。
- (2) 鷲尾久八「小自伝」(日本醸造協会東北支部「東北地方に於ける醸造に関する文献集」、(1934 年 2 月)。なお、この『文献集』は 1933 年の第 5 回東北清酒醬酒品評会開催のときに展示された東北六県の醸造に関する古文書、記録類を整理して刊行したものである。鷲尾に関するものとしてはこのほかにも彼の「履歴書」、各地の酒造改良組合等が彼に与えた感謝状などが収録されている。以下の記述は「小自伝」による。
- (3) 『醸造雑誌』第 22 号、(1889 年 7 月 15 日)、雑録「秋田県酒業景況」。
- (4) 茂本久栄「酒造」(『湯沢市史』湯沢市教育委員会、1965 年 12 月)、694 ページ以下参照。
- (5) 『醸造雑誌』第 30 号、(1889 年 11 月 25 日)、雑録「秋田県酒造業の状況(続)」。

[三] つぎに、いわゆる地方における在野の酒造研究家による酒造改良運動の実態の事例について、箱石東馬の活動をみることにしよう。彼は、主として福島県を足場にしつつ、秋田を除く東北各県の酒造家を指導しており、その活動には特異なものがあつた。

まず、彼が酒造改良を生涯の課題とするにいたった事情について、彼の「略伝」¹⁾の記述によってみるに、その発端は酒造取締を任務とする福島県収税属として 1884 年(明治 17)会津若松に着任したときからであった。この当時の若松の清酒は「品質劣悪従つて酒価の見るべきものなく、粗製濫売」といった状況で酒造取締の見地からして放置しえなかつたという。このとき、会津の酒造家のうちには灘地方から杜氏を招聘して灘酒造法の伝授をうけていたものもいたといわれるが、結果は失敗であった。そこで、彼は 86 年から醸造技術の本格的な研究に着手するが、87 年の冬から 88 年にかけて自から灘の白鷹醸造元の辰馬悦蔵、惣花醸造元の岸田忠左衛門方で灘酒造法の修得に努めている。こうして彼は、酒造改良を本格的に進めるうえにおいて、収税属を兼務する不都合からくる制約を除去するために、89 年には官を辞し、こ

の年に会津若松に日本醸造法研究所を創設し、自から試醸を開始するに至っている。この間の事情については、89年8月刊行の『実行清酒改良醸造法』²⁾(東京東海書館)の緒言の冒頭で彼はつぎのようにのべている。

「灘西宮及中国酒と我東北酒と雖も均く同等の納税額たるものにも拘はらず、其酒価を問へば灘酒等より卑しきこと三四割乃至半額とす。是れ酒質の鹿悪に起因するの一点たり。此に於いて概數措く能はず酒造改良の急を悟り当業者に改醸を促さんと欲するの意切なりしも如何せん収税の関かる所検税の部分にして勤業奨励の如きは自から職務の区域を異にするを以て断然職を辞し、県下若松営業者と謀り先づ酒造に^(ママ)著明の地を巡検視察し、其の醸造法を応用するに、風土寒暖を鑑み以て改醸を会津に試施せしは実に明治19年なりき」

上述のごとく箱石東馬は、まず会津若松の酒造改良からはじめたが、若松の酒造家新城猪之吉は『会津酒史要』で、彼の指導を受けて灘酒造法の大要を会得するに至ったのは1888年(明治21)のことであると述べている³⁾。若松では、この改良酒を東京新川の間屋に出荷を試みたりもしている。これ以降、東北各県の酒造家は箱石東馬を招聘して酒造改良運動が本格化するのであって、たとえば宮城県仙台市には89年(明治22)の秋にはじめて来仙しており、岩手県盛岡市には90年頃から実地指導にきている。この当時の盛岡市はすでに、秋田県の横手酒(鷲尾久八の改良酒)などの流入が本格化していたし、もちろん、下り酒と称する清酒も年に500樽程度の流入があって、東北線の開通を前に盛岡市の酒造業は衰退の危機にたたされていたのである。川越文次郎、村井源三らはかような勢から箱石東馬の会津の研究所に醸造法の修業に出かけ、彼らはその改良酒と称する「延命」、「陸の花」といった清酒を盛岡市中に販売し、これら移入酒と対抗しようと試みるに至っている⁴⁾。

第3表 箱石東馬の酒造改良活動の状況 (1889年~94年)

	福 島					宮城	岩手	青 森			山形	合 計	
	若松市	福島市	平地方	相馬地方	小計	仙台市	盛岡市	黒石地方	弘前市	三戸地方	小計		山形市
指導した酒造家数 (人)	12	1	7	9	29	9	3	2	1	5	8	3	52
免許伝授者門下生数 (人)	3		1	1	5		4	3	6	* 7	16		25

注1. * その他の地方も含む。

2. 「箱石東馬君略伝」(『醸造雑誌』第495、第496号、1916年)により作成。

ところで、箱石東馬は1889年から弘前市に没する1894年(明治27)までの間に、福島、宮城、岩手、山形、青森の諸県で52の醸造家に実地指導を行ない、25名の杜氏を養成した(第3表)。彼の醸造法の特徴は、「速成酒母即ち早酏並にギリ酏の製造にあり」といわれ、原料米の精白度を高め、汲水歩合は十水以上とし、大阪種麴を使用して製麴するほか貯蔵にはサリチル酸の使用を奨励するなど、「現時(1910年代—引用者)改良酒造方法一般の要点に亘り業に先

頼を附したるものなり」と評価されるほどの醸造技術体系を有していたといわれる⁵⁾。

- (1) 「箱石東馬君略伝(一)」(『醸造雑誌』第 495 号, 1916 年 10 月 10 日)。箱石東馬は旧盛岡藩士箱石久五郎の嫡男として天保 14 年 (1843) 4 月 1 日, 陸中国南岩手郡東中野村に生れた。福島県収税属となる以前の 1872 年 (明治 5) には北海道開拓使函館支庁に奉じた。のちに岩手県一関および秋田県秋田市でそば屋を開業したりしている。1894 年 (明治 27) 4 月 7 日, 52 歳で弘前市に没す。
- (2) この著作は, 黄色表紙の和洋製本で全三巻よりなる。巻之一は醸造水, 蒸米, 麴室築立, 麴製方, 醸造方法, 醗立, 早売酒醸造及醗立。巻之二は初添, 中添, 留掛, 糧入の伸縮, 醗槽掛, 清酒滓引, 早売酒初添, 同中添, 同留掛, 火焚。巻之三は, カラス桶, 初呑切試験, サリシール^(ママ)使用法, 火入器機雛形, 同説明, といった内容である。この著作について, 仙台税務監督局鑑定部長であった副島昌は「明治拾四年に東京大学より出版された英人アトキンソン氏の『ザ・ケミストリー・オブ・サケブリュウキング』(酒造化学)並に明治二十七年交詢社より其の補訂第二版を出版された宇都宮三郎氏の醸酒新法と共に我が清酒醸海の双壁である」と賞賛している (副島昌「箱石東馬氏著実行清酒改良醸造法を読む」『醸造雑誌』第 500 号, 1917 年 3 月 10 日参照)。
- (3) 新城猪之吉「会津酒史要」(若松酒造組合, 1922 年 7 月) 18 ページ。
- (4) 『醸造雑誌』第 27 号, (1889 年 10 月 10 日), 雑録「東北酒造の景況」。
- (5) 前掲, 「箱石東馬君略伝」。

〔四〕 以上において, 第一, 第二の酒造改良運動の若干の事例を東北地方に限定して分析を試みてきたが, 次に第三の形態についてみることにしたい。このばあいでも丹波杜氏を招聘したり, 自らも灘, 伊丹, 亀崎といった酒造先進地を視察しているのであった。しかし, 前者とこの形態と明確に区別される点は, この形態の酒造家はいわば試行錯誤的な試醸の反復過程で, 独特の醸造法を発見するに至る, という特徴をもつのである。以下において, その代表的な事例として, 広島県の三浦仙三郎, 福岡県的小林作五郎をとりあげて, その特異な酒造改良運動の分析を試みることにする。

まず, 広島県加茂部三津町の三浦仙三郎¹⁾ のばあいからみよう。三浦家は, 幕末から明治初年にかけては諸品問屋を営み, 屋号を清水屋といった。のち, 1872 年 (明治 5) からは米肥商に転換し, 酒造業を創業したのは 76 年 (明治 9) の 10 月であったという。米肥商で蓄積した資本を酒造業に投下したものと思われる。弟の喜七には米肥商を, 彼は新興の酒造業部門を担当するという布陣であったが, 創業時の数年間は腐敗酒を続出させ, 経営はきわめて困難であったといわれる。もっとも, 彼が酒造業に着手した 70 年代の末からは, 前述したごとく灘, 伏見酒が流入し地酒はこれとの対抗におかれるという条件にあった。特に

第 4 表 三浦仙三郎の酒造仕込方法の変化

年 度	蒸米に対する麴の使用割合	総米に対する汲水割合
1884年	0.3090	0.8333
85	0.3117	0.8780
87	0.3141	0.9350
88	0.3091	0.9883
89	0.3090	0.9930
90	0.3091	0.9976
92	0.3636	1.0267
93	0.3077	1.011
94	0.3077	1.0716
96	0.3077	1.058
1900	0.2793	1.1034
01	0.2756	1.1298
02	0.1690	1.2288
03	0.2603	1.1304
04	0.2817	1.1868
05	0.2857	1.1000
06	0.2857	1.1778
07	0.2857	1.1000

- 注 1. 比較試験記録の代表的なものについて, 表出した。
2. 「広島県酒造法調査報告書」(『醸造試験所報告』第 27 号)。

広島市中には西南戦争時から酒の流入があり、かような状況への対策として77年(明治10)には酒造改良が課題として登場していたとみられるが、広島市中の酒造家岩崎永助、保田芳太郎等が酒造改良を本格的に試みるにいたるのは78年頃からのことであった²⁾。三浦仙三郎のばあいも、ほぼこの頃から酒造改良に着手したものとみてよいが、もともと彼は商人であった関係から醸造技術に関する知識に乏しかったことが幸いしていた。すでに「明治17年灘の酒づくりの方法を模範」とするために文献を求めたり、丹波杜氏を招聘したり、自ら灘の酒造家の蔵人として住み込むといった熱心さであった。彼はこの他前述の亀崎地方にも、また伊勢室山の醸造家をも歴訪している。かくして、第4表でみるように、80年代から90年代の前半にかけての彼の仕込み方法は漸次改良されつつあったとはいえ、試行錯誤的に進行していることが知られよう。

この段階では、まだ水質の問題が醸造技術上の課題として登場していなかったが、京都伏見の酒造家大八木庄太郎は1893年秋に竹原でおこなわれた講演会の席上で、灘と広島の水質の相違する点について示唆している。もっとも、彼は西宮の宮水の問題や亀崎や西宮で割水法を学んでいたから、汲水歩合を高める意義は充分把握していたであろう。大八木の水質の指摘はその後の改醸の出発点となるのであり、彼は、試醸のポイントをこの点に合せて、漸次汲水歩合を高めて醗酵過程を分析し、他方では麴歩合を低めて糖化過程の進行をみ、糖化過程と醗酵過程の矛盾する過程を統一的に把握する方法を試みていったとみられる。そして、硬度2~4という軟水による仕込方法として、汲水歩合をほぼ十一水から十二水と高める方法を発見したのである。彼は、この方法をほぼ92年から97年頃にかけて発見したとあってよく、この方法は1898年(明治31)『改醸法実践録』として刊行されていることからわかる。彼の醸造法は、以上のほかに、若麴、冷湧きという方法を特徴としていた。これがいわゆる三津流の名で知られるところの軟水醸造法である。のちの三津杜氏は、三浦仙三郎の養成した杜氏集団であったことは注視すべきである。この醸造法は、1900年代には改良杜氏と称される三津杜氏によって広島県下に普及し、また1902年(明治35)に広島税務監督局に着任した橋爪陽や、竹原町の酒造家進藤周太郎、竹鶴友三らによって、完成されていくこととなる。この過程が広島酒造業の発展の基礎となったのであった。その後の発展の状況を『賀茂郡志』はつぎのように記述している。「明治三十年以後に至りて灘以西の酒造界に一頭地を抜き賀茂郡の酒名は天下を風靡し全国第一位の芳醇として喧伝せらるるに至る」³⁾と。

- (1) 三浦仙三郎は、弘化4年(1847)1月22日に生れる。彼はのちに三津町長等を歴任し、1908年(明治41)8月15日61歳で病没した。三浦仙三郎に関する文献として、鹿又親の調査による「広島県酒造法調査報告」(『醸造試験所報告』第27号, 1909年8月)、阪田泰正『明日の人』(安芸津記念病院, 1971年2月)、渡辺盛之『広島酒』(広島文化出版, 1973年5月)、等が参考となる。
- (2) 石原饒「広島市酒造督見」(『醸造雑誌』第442号, 1912年5月10日)。
- (3) 土肥岸太郎編『賀茂郡志』(広島県賀茂郡私立教育会, 1916年4月, 明治文献復刻版), 137ページ。

それでは、福岡県小林作五郎のばあいはどうであったろうか。彼の酒造改良運動の具体的内容をみるまえに、酒造改良が課題として登場してくる前提条件として、この地方の酒造業の動向をみておこう。

『統灘酒沿革誌』の記述では、九州地方への灘酒の進出の契機は、西南戦争の勃発による酒

不足であったという¹⁾。また『東京経済雑誌』は、この西南戦争のとき、前述の半田、亀崎酒も九州に進出したと報告している²⁾。こうした点について、福岡県についてみると、この戦争はこの地方の酒造業発展の契機になっていった。のちに広島県の西条地方とともに、銘醸地として発展する域島地方のばあいについて、首藤謙氏はつぎのように記述している。熊本を中心とした西南の役で「酒価は暴騰し、当時四斗樽壹挺貳円七、八十銭位の平価であったのが三円六、七十銭の高値となり、品質悪く市販品として売出されず蔵に残っていた大古酒迄、引張り風で買いあさられる状態であった。かくて業界には一躍して活気横溢し、蔵数も倍加して、約七千石を醸するに至った³⁾」という。三潨酒造組合管内の酒造場は、1874年(明治7)の7から76年の13へと増加し、翌77年はさらに16と増加している。他方、造石高も、同じ時期で見ると1,500石、3,200石、6,000石と激増していった。しかし、戦後は反動から景気が逆転し、熊本県を中心に進出した市場が縮小しはじめる。とくに松方財政下では、西南戦争を契機に進出した上方酒との対抗におかれ、この地方の酒造業は退潮傾向を示していくことになる。1885年(明治18)当時の状況について、『福岡県酒造組合沿革史』は、「灘、伊丹あたりのいわゆる上み酒に庄倒され、地酒の需要は、僅かに中流階層に止まるという不振さ⁴⁾」であったと記述している。この地方の酒質は、辛辣、風味乏しく、世人の嗜好に適さず、と酷評されていた。

以上のごとき状況のもとで、地酒の改良が課題として登場するのだが、この地方のばあいは、それが酒造組合運動の一環として展開する点が、他の地主兼営副業型地帯の酒造改良運動とは区別された特徴である。

福岡県下での最初の酒造組合の組織化の動向として伝えられているのは、1888年(明治21)粕屋郡宇美村の小林作五郎が同郡下の同業者16名に檄を飛ばし、彼の醸造場で開かれた同業者会議であった。この会議の目的は、適期に酒造検査を実施してほしいという要望書を福岡県に上申することにあつたが、この組織が母体となって、翌年の春に福岡区酒造組合の結成に進展していった。そして、この年の秋には、築前、築後、豊前を地域とした福岡県聯合酒類製造同業組合の創設(1889年9月)にまで発展する。このときに、小林作五郎は初代の組合長となるのである。いま、その設立趣旨には、「…近来(ビール)を初め其他西洋酒類の輸入益々多く、殊に上国醸造酒(所謂薦冠り上之酒)の本県内に移入し来るもの日一日に増加し、いかなる山間陬僻にも波及せんとする今日にして、其輸入を防ぎ我々営業者の需要を扱めん事を求めん」と強調し、その対策として、(1)結合を組織すること、(2)同業者各自が個別に醸造技術の改良をすべきでなく組合全体としておこなうべきこと、(3)そのばあいの改良の要点は製品を「精美」にし、需要者の嗜好に適する製品にすべきこと、が挙げられている⁵⁾。

かような趣旨で結成された酒造組合の組合長である小林作五郎は、自からの仕務を酒造改良におき、このときを契機として本格的に改醸を開始していくのである。小林家は、1793年(寛政5)に酒造を創業した。のち1810年代(化政期)には給米33俵の士族となり大庄屋を勤めるにいたる。この頃から土地集積も進み、幕末期には水田30町1反6畝、畑3町6反1畝を所有する地主であった。その後1887年(明治10)には水田が40町3反5畝(畑は1畝歩増加したにとどまる)と増加し、1897年(明治30)には水田65町1反6畝、畑5町1反6畝と激増して70町歩地主に成長した。これ以降は若干の耕地拡大がみられるがほぼこの水準で農地改革時まで推移している(1897年以降は、耕地に変わって山林所有が本格化し、1987年0.4町歩、1989年19町歩、1907年29町歩、1924年33町歩)。このほか、1870年代から80年代までは藩政期からの貸金業も営業されていた。しかし、1890年代には、その比重を低め、土地所有と酒造業に経

営を集中していき、まさに地主兼営副業型の典型的な酒造家として成立している⁶⁾。

ところで、小林作五郎の酒造改良運動はいかなる展開をたどったのであろうか。彼は、組合長就任後の最初の仕事として、組合結成の翌1890年1月、酒造先進地の西宮をはじめとした灘五郷、伊丹、堺、愛知県の半田、亀崎の酒造業を視察することから着手していく。この時の状況について彼はつぎのようにのべている。すなわち—

「其当時酒造家一般の通弊として醸造家は自家営業上の秘密として容易に他人に示さず。其漏洩を忌むの風ある……(そのために)自ら知事に乞ふて福岡県雇を拝命し、且つ同時に同業者川島準平及杜氏山本與平兩人をも選抜推薦し等しく准収税官吏となり、明治二十三年一月山形収税長の上京を機とし他の収税属三名と共に随行し云々」⁷⁾

第5表 小林作五郎の酒造改良の変化

年	造石高(石)	改醸の主な内容
1878年度	730	酒造改良が課題となる。
79	716	
80	501	
81	622	
82	741	
83	620	
84	742	
85	671	
86	808	
87	1,019	
88	1,116	
89	1,241	福岡県酒造組合結成、組合長となる。改醸本格化。
90	1,237	腐造 300石 灘地方他視察。
91	919	" 750 地杜氏更迭、改醸10年計画。
92	885	" 300 地杜氏更迭。
93	396	" 365 地杜氏更迭、丹波杜氏雇用。
94	829	" 300 軟水であることを発見。
95	990	" 200
96	871	" 100
97	1,073	全量成功する。
98	1,045	水車精米所改築、精白歩合高める。

注 小林酒造場「万代醸造法一斑」, 小林家資料による。

と記述している。つまり、官吏に変装して彼地の酒造技術を学んで来ているのである。彼はこのときの見聞録を作成して同業者に酒造改良の方法を示すところがあったが、危険を恐れた酒造家はほとんど改良に着手するものなしという実情であった。彼は、そこで自からその範を示す意味においても、自己の酒造改良を本格的に着手すべき必要にせまられるのであった。その経過の概要は第5表に示すごとくである。酒造業は3年間腐造すれば廃業におこまれるといわれていた当時において、「千思万考」のすえ、91年に失敗予定を含む改醸10年計画をたてた。まず最初の数年間は、いわゆる地杜氏に依存し、毎年のごとく彼らの更送をくりかえしている。そしてこの間、92年度には器具、機械を新調、酒造庫の修理、麴室の改築、原料米の精選という対策も講じたが、結果は失敗であった。そこで、93年度からは、杜氏、大司、頭、甑廻りにいたるまで、すべての蔵人を丹波出身者に変え、さらに改醸を試みたが結果は「悉く

腐醸」であった。94 年から杜氏の更送を中止し、「失敗者をして継続研究せしむる」方針に変え、彼自らも酒造庫起臥を共にすることとした。この時に「多少教育あり且相当の胆力を有するもの」として杜氏に任せられたものは多紀郡城南村出身の渡瀬久太郎であったとみられる。ところで、この年に西宮の水と自己の井水との比較から、たまたま自家の水は軟水であることを発見したという。小林家の醸造用水は硬度 2 の過軟水であった。この過軟水に対する彼の醸造法の試醸過程の変化を知ることのできる資料はないが、1910 年代の仕込方法をみると、麴米は蒸米に対して 30%、総米(蒸米+麴米)に対する汲水歩合は 143% であったから、三浦仙三郎のばあいよりもかなり多い汲水量であったといえよう。1897 年度にはじめて全量を健全に醸造することに成功した。のちに彼は福岡県の要請に応じて答えている酒造改良の経過報告書によると、「予ノ酒改良法と同一ノ改良ヲ実行スル醸造家ノ戸数」として、50 戸余とのべている⁹⁾。このうち、とくに三瀨郡の蒲池源蔵、宇都宮正、首藤有紀らはすでに 1874 年(明治 17)には難より杜氏を招聘して酒造改良に着手しており、また 1895 年(明治 28)には三瀨酒造研究所を設立し、築後川の過軟水を醸造用水とするこの地方の軟水醸造法の発見に努力している。この研究所は、96 年には酒井岩吉以下 7 名の丹波出身者を杜氏として招聘し、集中的に軟水醸造法を研究している。そして、ほぼ小林作五郎が醸造に成功した 1897 年から 1900 年頃に、彼らも軟水醸造法の発見をしたものといってよい。この地方でも、三浦仙三郎が三津杜氏を養成したと全く同様に、蒲池源蔵、首藤有紀らも蔵人を杜氏に養成していき、いわゆる三瀨杜氏の形成の端緒を開いていった¹⁰⁾。もっとも、かかる発展の契機は日清戦争時の清酒の需要の増加に支えられた酒造業の好景気があったのである。三瀨郡下では、日清戦争時には、10 町歩内外の小地主は、小作米を販売するよりも、清酒として販売することの有利さから、競って酒造業を開始するものが簇出し、1898 年(明治 31)には日清戦後時の 3 倍の 85 酒造場となったほどである。

- (1) 前掲、『続灘酒酒草誌』90 ページ。
- (2) 『東京経済雑誌』第 40 号(1880 年 10 月 5 日) 雑録。
- (3) 首藤謙『三瀨清酒の沿革』(三瀨酒造組合, 1963 年 3 月), 10 ページ。
- (4) 前掲、『福岡県酒造組合沿革史』, 19 ページ。ちなみに、この記述は『醸造雑誌』第 401 号(1908 年 12 月 10 日)に紹介された『知新会雑誌』の記述にもとづくと思われる。なお前掲、『酒造組合中央会沿革史』第 1 編, 76 ページを参照せよ。
- (5) 同上、『福岡県酒造組合沿革史』, 25~26 ページ。
- (6) 橋詰武夫『小林作五郎伝』(小林本店, 1958 年 4 月) 参照。
- (7) 小林酒造場『清酒万代醸造法一斑』(1917 年刊), 18 ページ。
- (8) 前掲、『丹波杜氏名鑑 全』の渡瀬久太郎の項に、1894 年から 1903 年までの 10 年間、小林作五郎酒造店の杜氏とあり、小林作五郎が彼に贈った感謝状の写が掲げられている。
- (9) 前掲、『小林作五郎伝』, 134 ページ。
- (10) 鎮西財務研究会大川支部『三瀨酒誌(一)~四』(『醸造雑誌』第 489 号~491 号, 1916 年)。

五 小 括

さて、以上われわれは、1890 年代における酒造改良運動の分析を通して、この時期における日本酒造業の特質の一端を解明してきたのであるが、この時期の運動の意義と限界について簡単に要約しておこう。

第一に、ビール式醸造法を中心とした「学理応用」による酒造改良運動は、酒造業先進地帯＝専業型酒造業において典型的に展開するのであるが、わが国の醸造技術の科学的研究の端的で未熟なこの段階において、その結果は「学者の酒造」として敬遠されこそすれ、成果に何ら見るべきものがなかったのである。もともと、ビール醸造と清酒醸造は、その醸酵法において基本的に異質な過程¹⁾をとるのであるが、この点はともかくとして、この地帯の酒造業は、酒造改良運動を通して従来の酒造技術の優位性を確立しつつ、酒造業者間の競争を激化し、いわゆる幕末期以来の銘醸地の地帯再編を促進した。伊丹および愛知県半田・亀崎地方の銘醸地が決定的に後退・没落²⁾するのは、まさに以上の過程を通してであった。地方では、灘西宮を中心とした灘五郷は、それまでの東京市場を中心としつつも全国的に進出して市場を拡大することによって、また自己金融的蓄積形態のもとで弱小の酒造場を合併しつつ生産量を拡大していき、その後の発展の基礎を形成したのである³⁾。

第二に、酒造先進地の清酒と自家用料酒との対抗のもとで、その活路として「灘酒造法」を積極的に導入した地主兼営副業型酒造業＝酒造後進地帯においては、自家用料酒の市場からの全完な締め出しは、国家による酒造業の保護体制の確立する1900年代をまたねばならなかったとはいえ、醸造技術水準の一定の向上を示し、自家用料酒の市場からの追放という課題の解決の方向を確立する。こうした酒造改良運動の担い手として丹波杜氏の果たした役割は大きかったが、しかし灘酒造法を画一的に指導した限りにおいて、一定の限界があり、その後の酒造技術研究にまたねばならなかった。しかし、技術水準の一般的な向上は、酒造先進地の清酒の進出とあいまって、たとえばこの地帯における旧型の銘醸地である山形県大山酒を後退させて、酒造業地帯の再編を生み出し、他方では新興の銘醸地の抬頭の技術的条件を形成した。すなわち、広島県三津の三浦仙三郎を中心とした、および福岡県宇美の小林作五郎らを中心とした軟水醸造技術の発見とその確立は、この時期の日本酒造業を特色づけるもので、のちのこの両地方は灘とならんで酒造業の中心地帯として発展するが、その技術的条件を1890年代の酒造改良運動によって形成した意義は大きい。

第三に、以上の酒造改良運動が、近代的酒造労働の生成に果たした役割である。この運動が古典的な杜氏の排撃運動を随伴して展開し、かつ酒造家＝杜氏として位置づける方向の、二様の形態で展開したことである。その結果、1900年代に典型的に展開する地主兼営副業型酒造業の形態を特色づける酒造家＝杜氏と小作人・年雇等の労働関係を実現する条件を形成したが、他方では近代的酒造労働者を生成する条件ともなった。たとえば軟水醸造技術の確立の結果、この地帯の酒造家は、その技術を発展させる過程で杜氏を養成していき、1900年代には、広島県では三津杜氏、福岡県では三瀬杜氏（芥尾杜氏も同じ系統であるとみられる）といった酒造労働者の形成がその代表的な事例である（しかし、この段階では、その条件が形成されたにすぎないのであって、全国的に酒造労働が近代的な形態で、形成・再編されるのは1910年代以降のことであった）。

このようにみえてくるならば、この段階の酒造業発展の諸特質、すなわち醸造技術視角から見たとき、酒造業地帯の再編の進行と随伴しながら展開した酒造改良運動の二様の形態と醸造技術の一定の発展＝その頂点としての軟水醸造技術の確立は、全体として経営規模を拡大（1醸造場当りの造石高を指標としてみたとき、1890年の208石から1896年301石と約1.5倍に増加した）したとはいえ、その経営形態は専業型酒造業にあってもビール醸造業のごとき政商資本の経営対象となりえなかつただけでなく、大工業への発展の途は結果的に挫折した。そして、この段階は、酒造政策による酒造家の土地所有の方向と、農村地方における脆弱な酒造業の経営の不安

定性は、酒造家と土地所有との結合を強めていき、地主兼営副業型酒造業を典型的に創出していく過程として位置づけうるのである。

- (1) この点については、たとえば江田鎌治郎『杜氏醸造要訣』（明文堂、1925年12月増訂第5版）、36ページ以下参照。
- (2) 伊丹のばあい、1872年2.5万石の造石高であったが、1879年1.3万石に半減し、1898年1.4万石と停滞している。半田のばあいは、1879年1.4万石、1898年0.8万石と激減した。この点について、『半田町史』はつぎのように記述している。「…如何せん東には会津の新産地起り、西には福岡の霸王興りて東西より相逼り、灘地方の主産地亦其間に在りて必死の勇を鼓して羽翼を拡張す、当地方の酒造家之れと競争する事能はずして、漸次退縮するの止むべからざるに至りしなり。」と（愛知県知多郡半田町編『半田町史』、1926年刊、1973年11月名著出版復刻版、227ページ）。なお、前掲、『伊丹市史』（第3巻）も参照せよ。
- (3) 前掲、『続灘酒沿革誌』、86ページ以下参照。なお、大倉恒吉（大倉家第11代、月桂冠）が伏見から灘に進出した1899年頃の灘酒造業状況について、「其の頃は菊正宗、桜正宗、白鶴等の銘酒家が競争して拡張をすゝめている時代で、売り蔵があれば大資本の力をもって直ちに買収するといふ有様であったから、到底私達の方には話しすらなく、唯指を噛んでいる計りであった。」と手記している（石井教道『大倉家沿革誌』、1957年11月、111～112ページ）。

附記 本稿は昭和46年度文部省科学研究費助成（総合研究「酒造業近代化の諸形態と酒造出稼母村構造変化に関する研究」、研究代表岩手大学佐藤正教授）による研究成果の一部である。附記したので感謝の意を表するしだいである。